

# セラミック九州

佐賀県立九州陶磁文化館報

No. 9

編集) 1984・3・31  
発行) 佐賀県立九州陶磁文化館  
代表者 松隈 和富  
〒844 佐賀県西松浦郡有  
田町中部字田ノ平乙  
3100-1  
電話 09554-3-3681  
印刷所 三光印刷株式会社  
佐賀県伊万里市新天町  
287-3



いろ おうじゆもんきら  
色絵桜樹文皿

館蔵資料

鍋島藩窯様式

18世紀

口径20.2cm 高さ 5.8cm

高台径11.0cm

染付で力強く描いた幹に上絵付で満開の桜花を色鮮やかに表わした藩窯最盛期の七寸皿。鍋島家伝来の図案のなかに享保三年（1718）記のある同意匠の下図があり、製作年代の比較的明らかな好資料である。藩窯跡の発掘調査では同意匠で桜花まで染付の破片が出土している。なお、本品の裏文様は七宝つなぎ、高台側面には櫛目を描く。

&lt;史料紹介&gt;

## 多久・大山新窯の廃窯事情について(上)

### I

現在、多久市西多久町大字板屋字大山11278 に窯跡を残す大山新窯の開窯に関しては、前々・前号において詳細な経緯を紹介したところである。文化10(1813)年に開かれたこの窯がその後いかなる経過をたどるかについて、前に引用した『丹邱邑誌』の記載のほか、多久市編纂の『多久の歴史』本編(昭和39年刊)には、つぎのように記されている(506~7頁)。

西多久町藤川内の大山古窯は、享保年間(1716~1735)に廃窯になったが、その後その窯跡を修理し伊万里郷市の瀬山の窯焼、原伝兵衛を迎えて再興せんと計画をたてた。それは前の陶器ではなく天草石をもって白磁を製作しようとするもので、「多久の有田」を実現しようとはかったものであったが、有田の金ヶ江一統との色々な問題が起り容易に実現されなかったが、やっと問題解決し磁器製造の手順までなったものの数年においてまた廃窯することになった。そしてその後、再び木村又四郎によって復興したが、天保年間(1830~1843)に至って経営難に陥り、遂に廃滅したものである。

これによればいわゆる大山新窯は近世後期に前後二期に亘り存在したことになるが、おそらくその典拠はすべてかの中島浩氣『肥前陶磁史考』の、つぎの記事にあると思われる。すなわち同書 421頁に、

(前略)斯くて此企業問題は漸く解決して、磁器製造の手順にまで運びたりしが、数年の後又廃窯するに至りしものにて、之が藤の川内の大山新窯である。而して文政元年四月の多久古文書に依れば、陶器山仕興しの件として「仕入元尾形三右エ門並多久川只吉ヨリ旧冬仕入方御断願差出候末山元興廢ノ振合木村又四郎見渡之處」云々といふのがある。之は同所の大山古窯を、木村又四郎に依つて再び復興せしもの、如く、斯くて之れも天保年間に至つて経営難に陥り、遂に廃滅に帰したものである。

と記す。

これを要するに、文化10年に開窯した大山新窯はすぐ廃窯となり、ついでこれが文政元年にいったんは復興されたものの、やがてそれも天保年間には経営難から廃窯に帰した、と論じられているのである。ここにまたしても「多久古文書」が引かれているが、この文政元年の史料が事実新窯復興の論拠となり得るか否か、氏の所説にあらためて検討を加えることにしたい。

### II

大山新窯の初火入は文化10年10月8日に行われた、

と記録されている。その後の状況にかかわる史料の二、三を多久家文書中「役所日記」の記事から拾いあげて、まず紹介しておく。

文化11年7月ごろ、大川内山在住の重太郎という者を多久陶器山へ「取戻」した。はじめて重太郎の存在に觸れているのは役所日記同11年7月4日の記事である。「当時伊万里罷越居候重太郎御取戻方」について、皿山代官であった関伝之丞から多久役人へ宛てた返状写がみえる。すなわち、

御状拜見致し候、御私領多久町新八儀、先年大川内山へ引越し居り候すえ、今度御用これあり御取戻しにあい成る筈に候ところ、新八儀はあい果て居り、倅与八儀は御陶器山方の荒使子にあい<sup>り</sup>居り容易に御呼戻し難きに付き、与八倅重太郎と申す者、もと大川内山に罷<sup>り</sup>在り、当時伊万里筋の近縁の者の所へ引越し居り候に付き、御呼戻にあい成り候、併しながら元来大川内素生に付き御用等これある者にてはこれなき哉との御懸け合いの趣は承知致し候、則ち右山をあい調べ候ところ、大川内山に於ては御用等これなき者の由にあい達し候に付いては、御勝手に御呼戻しにあい成り候様に存じ候、此段御答の爲め斯くの如くに御座候、恐惶謹言

六月十五日 関 伝之丞英貞 判  
堀江覚左衛門様  
相浦太右衛門様

この当時何歳位であつたろうか、亡祖父がもと多久の者などという縁故の大川内山生れの重太郎を多久へ呼戻すことは差支えない、との返答であつた。その重太郎は大川内山に無用の者と言うが、無用の者をなぜ多久側は呼戻すのであろうか。このあたりにはいわゆるウラがあると考えられ、同日記同年9月28日の条のつぎのような記事がそのことを推測せしめるのである。

大川内山細工人重太郎、此のたび帰住仰せ付けられ、最初より陶器山へあい<sup>り</sup>、細工方其外の心懸け厚く、それだけ山方も繁昌致し候よしにて、此のたび御勧めの爲め昇組帳入足軽に仰せ付けらる旨あい談ぜられ候て、重太郎へ申し達し候、もつとも梶原喜兵衛与入りに仰せ付けられ候事

ここには重太郎の役割が端的に述べられている。彼はすでに多久陶器山すなわち大山新窯に部り切っているのである。ただし彼が「大川内山細工人」であつたと言うのは、藩窯の御細工人の意味ではもちろんなく、普通の焼物細工人であつたとの義と解さねばならない。

さて、同年の歳末にいたり二通の願書が釜焼方より提出されて吟味が行われた。ひとつは「水碓」などに関して、他のひとつは釜（窯）本体に関してのものである。

まず前者から見てゆくと、その要点は、(A)「陶器山第一の道具」である水碓をあと四丁（挺）増設したいこと、その費用の拝借願に関するものであり、また(B)「土船」二丁の増設とその用材費の拝借願に関するものである。

(A)一、陶器山水碓地来不足にこれあり、月々にも火入れあいなり候様に土拵え仕り候とおりに、いまだ四丁位あい部め候はでは時に至り土拵え手支え仕り、陶器山第一の道具にて、万事に費えあい立ち候につき、地来の碓の内式丁碓、さてまた水勢弱き場所の分引移しかたあい願ひ差し免され、年内の儀は押々に釜入れあい整う筈に御座候、

然るところ、いずれのとおり御掛次早々に御座なくては夏秋耕作方等の節水懸り差し支え、早魁等の砌は必正と差し支え候に付き、何とぞいま四丁ばかり急にあい部められたく、もっとも銘々請負にして壹丁代銭五百匁づつ拝借仰せつけられ候はば自分より部めかたあい調うべく、左御座なく候はば、別紙積書の通りにして御部めかたにあい成り、入具は成入返上、さてまた御運上等の儀は何れとも仰せ付けらるべきかた別紙のとおりに願ひ奉り候。

右は、請負にて壹丁代銭五百匁づつ四丁分銭貳貫目拝借に差し出され、十ヶ年賦に仰せ付けられ、左候て部めかたにあい成り候うえは御定めのとおり御運上の儀もあい納め候よう仰せ付けらるべき歟

(B)一、 吉右衛門其外より釜焼きかた用の土船式挺買入れ候に付き入具銭貳百目拝借仰せ付け置かれ候ところ、右土船式丁にては、銘々引分り候に付てはいずれのとおり不足これあり候に付き、今また式丁船二丁あい部めたく、右船木代銭四百目拝借仰せ付けられたく別紙のとおり願ひ奉り候。

右は、先般差し出され候とおりにして銭貳百匁づつ二丁分四百匁拝借仰せ付けられ、五ヶ年賦返上に仰せ付けらるべき歟。

水碓は水力を利用して陶石を粉碎し原料土（はたり粉）を作るための装置であり、土船は、その粉に水を加えて泥水状にしたのち粘土を作る精製段階に必要な、文字どおり船形の設備である。(A)からは、既設の水碓が2挺以上存在したこと、そのうえの増設計画、

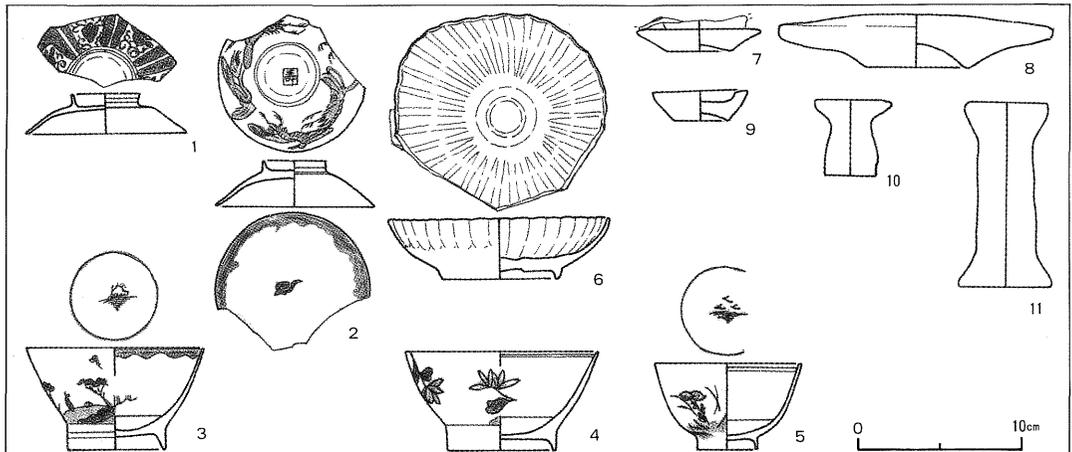
(B)からは、すでに2挺の土船を買入れる費用（代200目）は貸付けられたが、なお加えて2挺の土船（二丁船、代400目）の設置計画であることが判る。

これらの計画は、願書→吟味・何の結果許可されて、それぞれ年賦返上を条件として資金が貸付けられ、水碓・土船は増設されて、「土拵えの手支え」「不足」を解消することになったものと思われる。

### III

さて、後者すなわち釜（窯）本体に関するつぎの文書は、大山の新窯それじたいの状況を詳細に伝えているが、要するに、かの原藤太夫（前号参照）の焼いた釜が不調——「過分の損失」をきたし、色々検討、改善を施したが、つまるところは「惣釜塗直」のほかに手段がない、ついてはその資金を貸与されたいなどという願ひ出、およびその可否の裁許をもとめたものである（表題に「何覚」とある）。すなわち、

陶器山釜焼方原藤太夫、二釜焼方仕り候ところ過分の損失あい立ち焼方の手数あい止め候参り懸りに候に付き、折角御再興の山破壊に及び候とおりにては残念の次第に付き、打寄り申し談じ釜修理あい整え打迫い焼方あい整い候ところ、一鉢に塗土の性弱く、殊に煎前釜起し間迎れにあい成り候ゆえか降物一円にあい止まず、釜内荒々しく其とおりにては相続の基本あい見えざるところより、猶また打ち煮り申談じ、天井の分都而自分々々より塗り直し爰限り念を入れ釜起しあい調え、其後二百度焼方仕り候ところ降り物あい止め候えども、腰より下を地道の俵



大山新窯の製品と窯道具

にて召し置き候ところ四方の岸崩れ懸け<sup>もはや</sup>早手に及ばず、此向き式釜三釜は猶また修理かたなどあい調え候はば押々支え申すべく候えども、逆も相統はあい叶わず残念の参り懸りに候。

惣じて釜土の儀、何方の<sup>もはや</sup>新山も<sup>もはや</sup>宸初の釜は性弱にこれあり候ところより、一篇は打崩し、右の焼土調合にて塗り立て候はでは地性あい<sup>もはや</sup>ざざる儀に候ところ、当山の儀往古の焼土調合にて御塗り立てあい成り候えども、八十年以前破壊に及び候ゆえかえって土性あい弱り居り候とあい見え候に付き、御私領ほうぼう土試しに相成り候ところ、藤川内村下に相応の土これあり候ゆえ、トチミ其外を焼試し候ところ<sup>もはや</sup>宸上の土にて、右土を半分くらい調合仕り惣釜を塗り直したく、殊に七八番目より上の釜釣合い悪しく火まわり思わしくこれなく、毎々薪焚込み迷惑仕り旁に付ては何分あい<sup>もはや</sup>部り候ても過分の損失のみにて<sup>もはや</sup>宸釜焼き調う儀あい叶わず残念の参り懸りに御座候。

御手始め以来是までのところ過分の御物入りにて、爰限り差し部り、積入れの時々相応の御益などあい納めたく千万存じ奉り候えども、毎々少分たりとも利潤の道とてもあい見えず一向損失のみにて、此のすえとても<sup>もはや</sup>弥がうえ御上の御助成がちにて、御益はもとより銘々永統に<sup>もはや</sup>相本吉期御座なく、ついては千万願ひ奉り難く御座候えども、別紙積書のとおり凡そ入目評議仕り候條、塗替<sup>もはや</sup>仰せ付けられ下されたく願ひ奉り候。もともと一登<sup>もはや</sup>浮にして錢八百目<sup>もはや</sup>歟<sup>もはや</sup>拝借仰せ付けられ、村下より土荷人夫廿人づつ渡し下されたく、其儀に於ては請負にして普請あい調うべく、左候て右返上かた度割にして仰せ付けられ下さるに於ては、積合のうち、釜戸張<sup>もはや</sup>其外只今より漸々焼立て目立たず候故内廉にて、<sup>もはや</sup>錢八百目づつにては只今の上釜<sup>もはや</sup>間塗り次ぎまで積合<sup>もはや</sup>大図<sup>もはや</sup>成就仕るべく、職々いづれも打寄り目決仕り候。御時節柄御物入りの義申上げ難く恐れ入り奉り候えども、打迫いの儀にては逆も釜焼相統あい叶わず、<sup>もはや</sup>宸釜地あい<sup>もはや</sup>り候えれば焼物品合の儀は手入れ次第に出来立ち候ゆえ一廉仕組みあい立て焼立てたく、此の一儀山元興立の基本と申し、第一釜焼中相統あい立ち、則よりも相応の御運上あい納めたく<sup>もはや</sup>旁別紙のとおり釜焼中より願ひ奉り候。

右は是まで過分の御物入りに御座候えども、願ひ奉り候とおり、第一釜悪しく損失のみあい立ち釜焼相統あい叶わざるところより、いまだに御運上仰せ付けられる様御座なく候。もともと只今の様子に御座候えれば焼物は勿論釜塗土其外全備仕り候えれば、此上塗り直しなされ候はば釜も<sup>もはや</sup>宸早別条これあるまじくあい見え候に付いては、とても成し懸けさせられたる儀に御座候えれば、もちろん此向き右<sup>もはや</sup>舂一向に差し出されずにして、此節迄は御塗り直しあいなりたく、もともと其儀は御運上などあい納め候とおりにあい成るべくあい見ゆる義に御座候えれば、願ひ奉り候とおり<sup>もはや</sup>壺釜分錢八百目づつにして拾間分八貫目、もともと夫丸の義は容易に差し免され難く、願高夫丸二百人の内百人分、日料賃として錢壺貫目、都合九貫目、拾ヶ年賦、度割返上に仰せ付けられるかたにては御座あるまじきや。

#### IV

釜焼方原藤太夫の焼いた釜が二度とも大きな損失を生じていったんはお手あげ状態になったが、せっかく

再興された山を破壊にするのはいかにも残念であるので状況の打開を図り、釜を修理し焼き続けることにはしたものの、もともと釜内壁の塗土の性が弱くて、ことにさきの「釜起」の時機を失した所為か、釜内部の「降物」が一向に止まない（焼物はいたみキズ物になる）。各自が天井部分を塗り直しようやく二、三度焼き降り物は止んだが、今度は釜の側壁面が崩れはじめ、多少の手を加えれば今後二、三釜までは何とか持ち堪えることができて、とても永くはもたない残念な状態にある。

いったいにどこの新山でも最初の釜の釜土は性弱であるので一度は打崩し、その焼土を使用・調合して塗らなくては地性が締らないものである。このため新窯では古窯の焼土を調合して塗ったのだが、それが80年以前（享保の末ころ）に廃止した窯（陶器窯であった大山古窯を指すか）のもので土性が弱っていたせいかと推察された。そこで多久私領内の各地の土をテストしたところ、（釜のある大山を下った）藤川内村の下方に相応の粘土を見出したので、トチミなどを試作して最上の土であることが判った。この土を半分くらい調合して釜全部を塗り直すことにしたい。ことに登窯の下から七八番目より上の釜の具合が悪く、火のまわりがよくないため毎々釜焚きに薪を余分に必要とし困っている。

以上の事情から、利潤はおろか過分の損失のみ続出する有様で、万やむを得ず塗替えに要する経費の見積書のとおりに御願ひする。それは、一登10間あるこの釜に対し、平均して1間につき錢800目ずつ、すなわち10間分の錢8貫目の貸付と、加えて藤川内村下より土を荷い運ぶ人夫を、やはり1間につき20人ずつ雇っていただきたい、という内容である。

こうした釜焼中よりの願ひ出を受理した当局の吟味・評決の趣旨（上文中「右は是迄過分の……」以下）はつぎのとおり——「釜悪しく」「損失のみ」「釜焼相統相叶わず」、ゆえにいまだに「御運上被仰付様無御座」き現況は、いま釜焼中の訴えどおり釜の塗り直しによって解決できるであろう、ようやく緒についたこの事業であるから、これまで過分に経費を支出しており、今後このような貸付は一切行わないこととして、今回に限り承認する。それは「壺釜分錢八百目ツツニメ拾間分八貫目」、ただし土荷運びの人夫は現夫ではなく100人分の日雇賃錢壺貫目、合計9貫目を、10ヶ年賦、度割（釜の焼上げごとに分割して）の返上を条件に貸

付ける、と。

以上の要約から明らかになったことは、なによりこの大山新窯の規模が一登10間であったことである。釜ないし製陶技術にかかわる用語としては「降物」「トチミ」などが用いられ、また釜塗りに焼土を混用した事柄などが注目される。ただし、「釜起」や「釜戸張」などの正確な意味はまだ詳らかでない。

(前山 博)

## 鍋島藩窯跡出土の 京焼風陶器(下)

—印銘を中心として—

清水焼は京都鹿苑寺の鳳林承章の『隔菴記』寛永20年(1643)に「清水焼之水建<sup>(水)</sup>」とあり、万治4年(1661)に「清水花入」とあることから、「清水焼」が17世紀にあったことは疑いなくろう。もちろんこの清水焼において「清水」印を用いていたかどうかを考えなければならぬ。清水焼の古窯址は発掘されていないが、清水寺下の五条坂の六波羅政庁跡の発掘で「清水」「森」印のある同種の山水文碗・皿を含む近世陶磁、窯道具などがまとまって出土している。窯と思われる遺構の一部も発見されているが、近世陶磁は京焼以外のものもかなり含まれ、そこで焼かれた製品を抽出するのが難しい状態のように思われる。しかし清水焼の地元で「清水」、「森」印の製品が出土したことは重要である。これをもって清水焼でこの種の印の製品が焼かれたと速断はできないにしても可能性が強くなったことは間違いない。

この「清水」、「森」印の二者は、高知県尾戸窯の印が「清水」、「森」印の2種であることと無関係ではあるまい。このように肥前を加えて3個所に共通の組合せの両印はおそらく清水焼で創出された印であろう。仮に、残る「森」、「柴」、「善」、「新」などの印銘が大川内地区で新たに始まった印銘であるとするならば、これらの字印の意味するところは何であろうか。

16世紀以前は日本はもちろんのこと、日本の陶器生産に大きな影響を与えた中国陶磁においても、焼造時の窯名もしくは陶工名を表わした印銘を施す習慣はないようである。文字を刻むことはあっても、特殊品を除くと製作者が自製品であることを示す意図で一般製品に印したものはないと行って過言ではあるまい。

ところが17世紀に入ると、中国磁器にも祥瑞などと

の製作者名を記した製品が見られるようになる。祥瑞は「五良大甫呉祥瑞造」の2行8字銘を記したものや、明末印刻の流行に習ったものとみられている方形枠内に変形字を記す銘を多用している。

わが国における押印の普及は室町後半といわれるが、陶家名の印を押した確実な例は楽焼の「楽」印が早い。文禄4年(1595)には楽家の天下一宗慶が豊臣秀吉拝領と伝える「楽」字の印を押しており、そのご常慶が徳川秀忠拝領と推定される「楽」字の印を押している。次は京都御室窯の野々村仁清である。仁清とは「仁和寺」の「仁」と「清右衛門」の「清」の字を組合せたもの。この御室窯址からは茶陶を主とした陶片が採集されている。「仁清」印を捺した陶片もかなりみられる。仁清の作陶の上限は明暦年間(1655~58)と考えられている。この印について満岡忠成氏は「おそらく仁和寺宮からの拝領印という栄誉の誇示の意も多分にあったろうが、また芸術家としての自覚から画家の落款印章に倣ったものとも見られよう」と述べておられる。

このように確実な17世紀の押印例は「楽」と「仁清」印ではあるが、これらは陶家名であった。大川内地区出土の「森」、「柴」、「善」、「市」、「市川」、「新」などの印銘も陶家名を意味するとすれば、ここで大川内地区の陶家についてみてみよう。

元禄16年(1703)11月の伊勢講碑に<sup>注4</sup>

藤田市左衛門	川副内蔵之助
市河龍右衛門	力武忠兵衛
山口太郎右衛門	川副甚八郎
富永孫太郎	同 新四郎
力武清右衛門	市河新之丞
同 兵左衛門	馬場喜右衛門
馬場新右衛門	松尾平太夫
山口與左衛門	藤田勘左衛門
井関八左衛門	(傍点筆者註)

とあり、「市」、「市河(川)」、「新」の可能性のある名がみえる。「富永」を左右に組合せて「福」とし、「福次」印を作ったとすればこれも大川内の陶家の可能性が指摘できる。同じ順に組合せて印銘とした消費遺跡出土例に「小松吉」→「髻」がある。

御経石には柴田善兵衛が、亡父母(「慈父法善靈位」・「慈母妙善靈尼」)の五十回忌供養塔を元禄7年(1694)に立てている。<sup>注5</sup>「柴」、「善」との関わりが推測できる。

このほか「森」印についてはかなり時代が降るが、

安政7年(1860)の日峰大明神祠の台石に刻まれた陶器方諸役や細工人、釜焼名の中に「森」姓が4名<sup>注6</sup>みられる。

このように「森」、「柴」、「善」、「市」、「市川」、「新」、「富永次」については大川内地区の陶家名の可能性が強いことを指摘できる。

以上のように、この種の碗皿が大川内地区では17世紀後半を中心に焼造され、印銘のうちには生産者自らの名から作った印を捺したものがあるらしい。この京焼風陶器の焼造は需要に応じて商人が注文した結果と思われるが、生産開始に当っては京都の陶工との技術交流があったかと思われるほど京都出土品と酷似しているのである。大川内地区の3窯における「清水」印以外の多種の銘印と多量の出土陶片は、この京焼風陶器生産の成功を物語るものであろう。そしてこの京焼風陶器は少しずつ形を変えながら続く18世紀の肥前陶器に影響を与えたようであり、今後そうした影響関係について検討する必要があると感じている。(大橋康二)

- 注1 江谷 寛『六波羅政庁跡』1977、出土品については江谷 寛、定森秀夫両氏のご好意で実見した。  
 2 赤沼多佳「御室窯址出土の陶片について」東洋陶磁4、1977  
 3 満岡忠成「仁清」『世界陶磁全集6』小学館、1975 P.211  
 4 伊万里市教育委員会「大川内鍋島藩窯跡発掘調査概報(第三次調査)」1976 P.40  
 5 前山 博「史料による大川内山の研究」『鍋島藩窯とその周辺』伊万里市郷土研究会、1975 P.52  
 6 田中時次郎「大川内の陶工と窯焼」『同上書』P.38~39

## 陶磁資料寄贈者芳名

(敬称略) (58.3.1~59.3.31)

九州陶磁文化館へ資料をご寄贈くださりましてありがとうございました。資料台帳に芳名を記し、永く保存いたします。今後とも、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

- 笹倉一男 福岡県 斑白緑釉魚形皿、斑白釉扇面形皿、染付窓絵山水文六角鉢各1点、香蘭社製色絵芙蓉文碗皿5組10点  
 江口 茂 神奈川県 青磁染付紫陽花文皿5枚1組  
 小橋一朗 埼玉県 下絵具見本皿(明治參拾年銘)、下絵具見本皿(明治三十九年銘)各1点

- 工藤吉郎 神奈川県 染付海老文台鉢1点  
 松本和吉 熊本県 一勝地焼鉄絵徳利1点  
 中島政利 佐賀県 染付虎唐子陽刻文輪花皿、染付宝尽陽刻文輪花皿、釉下彩詩句文扇形皿(在銘)各1点、中国染付吹墨松鹿図輪花皿5枚1組、型紙染付松に花菱地文菱形皿、染付独釣図陽刻文輪花皿、染付牛童子陽刻文輪花皿、染付山水宝尽陽刻文輪花鉢、染付菊花藤文皿各1点、三川内焼色絵花木文小皿5枚1組、染付梢に鳥図皿1点、染付牡丹唐草文向付3点、色絵龍宝珠文輪花鉢1点、染付赤壁賦文猪口3点、染付梅水仙図皿、染付在銘鉢、染付松に人物図在銘筆立、染付三巴文在銘徳利、香蘭社製色絵七宝文六角皿各1点、志田陶磁器製陸軍食器5点、深川製磁製海軍食器5点  
 公文信男 佐賀県 色絵龍鳳文輪花鉢1点  
 池田忠一 佐賀県 染付唐草に菱形地文長皿5枚1組  
 マイセン製陶所 東ドイツ ベットガー-炆器「プロセルビーナの像」、同燭台、白磁陽刻人面文蓋付壺、同陽刻人面文広口壺、同陽刻薔薇文蓋物各1点  
 酒井田柿右衛門 佐賀県 濁手色絵鶏頭文鉢、濁手色絵草花文瓶各1点

## 行事予定

- 59.4.29 第81回九州山口陶磁展(～5.13)  
 59.5.22 第2回新工芸西九州工芸展(～6.3)  
 59.6.12 第3回現代工芸美術九州会展(～6.24)  
 59.7.3 松本佩山展(～7.15)  
 59.7.24 「肥前色絵の美」展(～8.12)  
 59.8.21 第21回陶磁器試験研究機関作品展(～8.26)  
 59.10.20 特別展「国内出土の肥前陶磁」展(～11.25)  
 60.1.26 第3回西松浦郡小中学校児童・生徒作品展